

(2) 地域別編

ア 伊豆地域

(ア) 道路案内標識適正化研究会における検討

【研究会構成】

NO.	所 属	備 考
1	総務部東部地域支援局	
2	産業部振興局観光コンベンション室	
3	建設部管理局企画監（企画・広報担当）	
4	建設部道路局道路企画室	
5	建設部道路局道路保全室	
6	建設部都市局都市計画室	
7	下田土木事務所	
8	熱海土木事務所	
9	沼津土木事務所	
10	下田市	
11	東伊豆町	
12	河津町	
13	南伊豆町	
14	松崎町	
15	西伊豆町	
16	熱海市	
17	伊東市	
18	沼津市	
19	三島市	
20	伊豆市	
21	伊豆の国市	
22	長泉町	
23	清水町	
24	函南町	

【検討経過】

時期	開催内容	検討内容
6月11日	第1回研究会（伊豆地域全体）	公共サインのルールと研究会の目的
7月17日	第1回研究会（下田土木管内）	研究会における検討内容
7月19日	第1回研究会（熱海土木管内）	研究会における検討内容
8月9日	第1回研究会（沼津土木管内）	研究会における検討内容
9月12日	第2回研究会（沼津土木管内）	目標地、著名地点についての要望・意見
10月29日	下田土木管内市町ヒアリング	目標地、著名地点についての要望・意見
	熱海土木管内市町ヒアリング	目標地、著名地点についての要望・意見
10～2月	各市町ヒアリング	目標地、著名地点についての調整
3月24日	第2回研究会（伊豆地域全体）	伊豆地域公共サイン整備行動計画の報告

(イ) 地域のテーマ

	(ア) 円滑な移動の確保 (わかりやすさ)	(イ) ユニバーサルデザインへの 対応(国際化)	(ウ) 景観への対応 (景観)
共通項目	<ul style="list-style-type: none"> わかりやすい道路案内標識への改善 観光地エリアへの案内誘導強化 道路分類と目標地の適正化及び市町村合併後の案内地名の修正 基本ルールの徹底のための講習会開催 	<ul style="list-style-type: none"> 道路案内標識への英字サイズの拡大表示 公共サインに表示する英語名称の統一 駅周辺や観光施設などの公共サインの多言語化 観光案内パンフレットの多言語化 	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿線の景観を乱している看板の撤去・集約 標識板の裏面や標識柱に、景観に配慮した色彩の採用(茶色を標準)
伊豆地域	<ul style="list-style-type: none"> 沼津市～伊豆市間の複雑な道路網(伊豆縦貫道～天城北道路)に対する案内の適正化 伊豆東海岸の迂回路(伊豆スカイライン)案内検討 県境での案内の連続性確保(富士箱根伊豆地域) 目標地の適正化及び市町村合併後の案内地名の修正 観光地エリアへの案内誘導強化 	<ul style="list-style-type: none"> 国際観光都市である熱海・伊東・下田などの駅周辺や観光施設などの公共サインの多言語化 	<ul style="list-style-type: none"> 風景街道「なごみの伊豆 なごみの道」との連携

【わかりやすさ】

■沼津市～伊豆市間の複雑な道路網（伊豆縦貫道～天城北道路）に対する案内の適正化

わかりやすい道路案内標識への改善

・沼津市～伊豆市間の複雑な道路網(伊豆縦貫道～天城北道路)の道路案内標識をわかりやすく改善



一般には、緑色で案内される道路は東名高速道路のように、**有料道路**とされている事が多い。

この交差点では、緑色標識での案内は、修善寺道路だけであったが、無料の天城北道路の開通により、両方向とも緑色の自動車専用道路の標識で案内されることとなる。

そこで、利用者の通行料の有無や道路名称による混乱を防止し、安全な走行を促進するため、**有料・無料**の表示を行う。

(現行)

(高架道路は有料修善寺道路)



(変更)



■伊豆東海岸の迂回路(伊豆スカイライン)案内検討

・伊豆東海岸の迂回路(伊豆スカイライン)案内検討

⇒ 伊豆スカイラインへのわかりにくい誘導を標識の分離設置により明瞭化



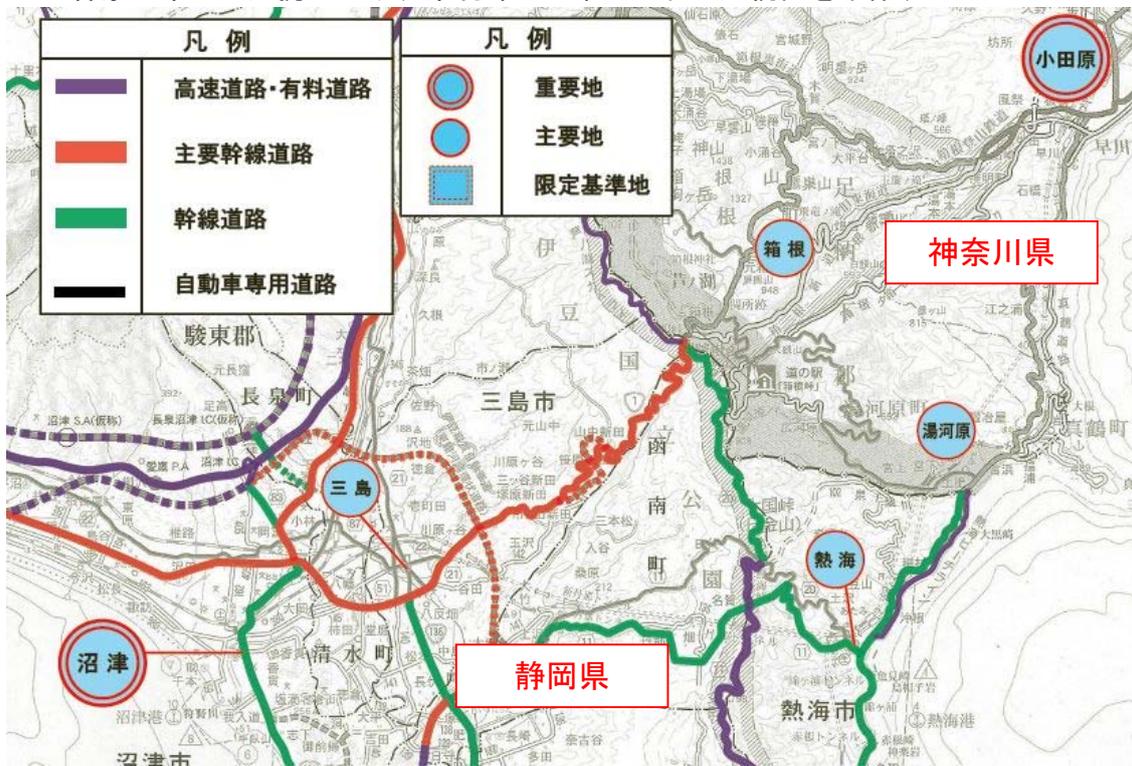
(伊豆市に向かう伊豆スカイラインと誤解されてしまう)(東京方面への迂回路となることを明確に)

国道135号東京方面の渋滞対策として、景色が良く、比較的交通量が少ない「伊豆スカイライン」への交通転換が有効であるとして、グランパル交差点からの交通誘導を検討している。

■県境での案内の連続性確保(富士箱根伊豆地域)

・県境での案内の連続性確保(富士箱根伊豆地域)

⇒ 神奈川県との連携により、県境部での案内地名の連続性を確保する



■ 目標地の適正化及び市町村合併後の案内地名の修正

・ 市町村合併に伴う目標地名の見直し

市町村合併により旧市町村名の変更あるいは消失により、道路案内標識に使用できなくなったことから、道路利用者にとって分かりやすい目標地を新たに選定しました。

伊豆地域における市町村合併

合併市町村	合併後の市町名
修善寺町、天城湯ヶ島町、土肥町、中伊豆町	伊豆市
伊豆長岡町、萑山町、大仁町	伊豆の国市
沼津市、戸田村	沼津市
西伊豆町、賀茂村	西伊豆町

市町村合併により旧市町村の名称を使用できなくなった目標地については、旧市町村を代表する公的施設（支所、港湾名等）を一般地として設定し、合併後の市町内に入ってから案内に使用するものとしました。

市町村合併に対応するために設定した一般地〔市域内案内〕

旧市町村名	現況：一般地	変更案：一般地〔市域内案内〕
修善寺町	修善寺温泉	修善寺
天城湯ヶ島町	天城温泉郷	天城湯ヶ島
土肥町	土肥温泉	土肥
中伊豆町	大見温泉郷	なし
伊豆長岡町	伊豆長岡温泉	伊豆長岡
萑山町	萑山温泉	萑山
大仁町	大仁温泉	大仁
戸田村	戸田港	戸田港
賀茂村	なし	なし

■ 観光地エリアへの案内誘導強化

・ 限定基準地の設定（下田）

伊豆半島を南下する伊豆東通り（国道135号）、伊豆中通り（国道414号）、伊豆西通り（国道136号）の終点である「下田」を限定基準地に設定し、確認標識（106系）で案内することにしました。



「下田」を限定基準地として
確認標識の上段に表示

【国際化】

■国際観光都市である熱海・伊東・下田などの駅周辺や観光施設などの公共サインの多言語化

国際観光都市である熱海・伊東・下田などの駅周辺や観光施設などの公共サインの多言語化を進めます。



今回整備された地図標識



裏側にiマーク



凡例は4か国語表示

(他の地域での整備例)



歩行者系の案内標識
(5ヶ国語表示)

地図案内標識
(4ヶ国語表示)

【景観】

■風景街道「なごみの伊豆 なごみの道」との連携

観光地の景観を阻害している標識や民間看板、歓迎看板（モニュメント）の改善の仕組みづくりなどを、風景街道「なごみの伊豆 なごみの道」との連携を図りながら進めることを検討します。

“なごみの伊豆 なごみの道”風景街道

■地域のねらい

- 下田街道(国道136号、414号)、伊豆東海岸の道(国道135号)、伊豆西海岸の道(国道136号)。半島を廻る伊豆の道が、住民や観光客にとって“和みの道”になることを目的に、伊豆の道風景を住民主体のパートナーシップ(行政参加型)で守り、ミガキアゲ、活かしていく。

■活動エリアと地域資源

- 活動エリアは、伊豆半島全域で、幹線道路としては主に国道135号、136号、414号がある。また現在伊豆縦貫道路が整備中である。
- I 中通り: 文学や歴史にちなむ資源・ルートが多くある。
- II 東通り: 温泉街文化、保養地・別荘にかかる資源・ルートがある。
- III 西通り: 夕日や富士山など絶景ポイントが多くある。
- IV 全域: 温泉、海岸、あるいは史跡など多様な資源に恵まれ、既に多彩な活動もある。

■地域の活動推進体制

- “なごみの伊豆 なごみの道” 推進会議 (パートナーシップ)
- ・市民・住民団体7団体、企業・法人4団体、その他関係協議会、沼津河川国道事務所で構成
- ・道路管理者(静岡県、伊豆地区7市8町)



III 西通り

出典：国土交通省資料

(ウ) 経路案内

a 道路分類と目標地の設定

伊豆地域の道路分類と目標地

	分類	対象
道路分類	主要幹線道路	東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、国道136号バイパス（伊豆中央道、修善寺道路を含む）、国道246号
	幹線道路	国道135号（東松原町交差点～殿山交差点は除く）、国道136号、国道414号（旧道及び下佐ヶ野～箕作は除く） 県道11号〔熱海函南線〕（旧道は除く）、県道12号〔伊東修善寺線〕（中伊豆バイパスを含む、旧道は除く）、県道14号〔下佐ヶ野谷津線〕、県道15号〔下田松崎線〕、県道19号〔伊東大仁線〕、県道20号〔熱海箱根峠線〕（箱根峠～熱海峠IC） 県道83号〔沼津インター線〕、県道111号〔遠笠山富戸線〕（天城高原IC～グランパール入口交差点）、 伊豆スカイライン
	補助幹線道路	上記以外の国県道
	その他（観光有料道路）	熱海ビーチライン
目標地	基準地	東京、静岡、下田（限定基準地）
	重要地	東京、静岡、 <u>小田原</u> 、沼津
	主要地	三島、熱海、伊東、伊豆市、下田、西伊豆、 <u>箱根</u> 、 <u>湯河原</u>
	一般地	長泉、清水町、函南、伊豆の国、東伊豆、河津、松崎、南伊豆、沼津IC（伊豆縦貫道関連の案内にのみ使用）
	(市域内案内)	沼津市 : 沼津市街、沼津駅、沼津港、戸田港、 <u>戸田峠</u> 、大瀬崎、三津浜、あしたか広域公園 三島市 : 三島市街、三島駅 長泉町 : 長泉市街 清水町 : 清水市街 函南町 : 函南市街、 <u>十国峠</u> 、 <u>熱海峠IC</u> 伊豆の国市 : 韮山、伊豆長岡、大仁、 <u>韮山峠IC</u> 、 <u>山伏峠IC</u> 、 <u>亀石峠IC</u> 伊豆市 : 修善寺、天城湯ヶ島、土肥、 <u>国士峠</u> 、天城高原IC、冷川IC、船原峠、 <u>仁科峠</u> 、 <u>冷川峠</u> 、 <u>天城峠</u> 、 <u>戸田峠</u> 熱海市 : 熱海市街、熱海駅、網代駅、熱海港、玄岳IC、 <u>十国峠</u> 、 <u>熱海峠IC</u> 、 <u>山伏峠IC</u> 伊東市 : 伊東市街、伊東駅、伊豆高原駅、城ヶ崎海岸駅、川奈駅、伊東港、宇佐美、 <u>亀石峠IC</u> 、 <u>冷川峠</u> 東伊豆町 : 熱川、稲取、伊豆稲取駅、稲取港 南伊豆町 : 石廊崎、 <u>蛇石峠</u> 、波勝崎 下田市 : 下田市街、下田港、須崎、伊豆急下田駅 松崎町 : 松崎港、 <u>蛇石峠</u> 西伊豆町 : 堂ヶ島、 <u>仁科峠</u> 河津町 : 河津市街、河津駅、 <u>天城峠</u>

注：青字は近隣他県、下線は複数の市町に跨る地名

【改善項目】

- ・「西伊豆」を西伊豆通りの主要地とする
- ・「〇〇温泉」の“温泉”表示は行わない
- ・峠名を一般地に含める

※「限定基準地」とは

主要幹線道路上で半島の先端や行き止まり路線の末端にある目標地（主要地・重要地・一般地）を確認標識（106系）で案内するために設定した地名。

■市街地のエリアと基準点



●：距離を表示する場合の基準点



● : 距離を表示する場合の基準点

b 108系標識の現況と整備イメージ

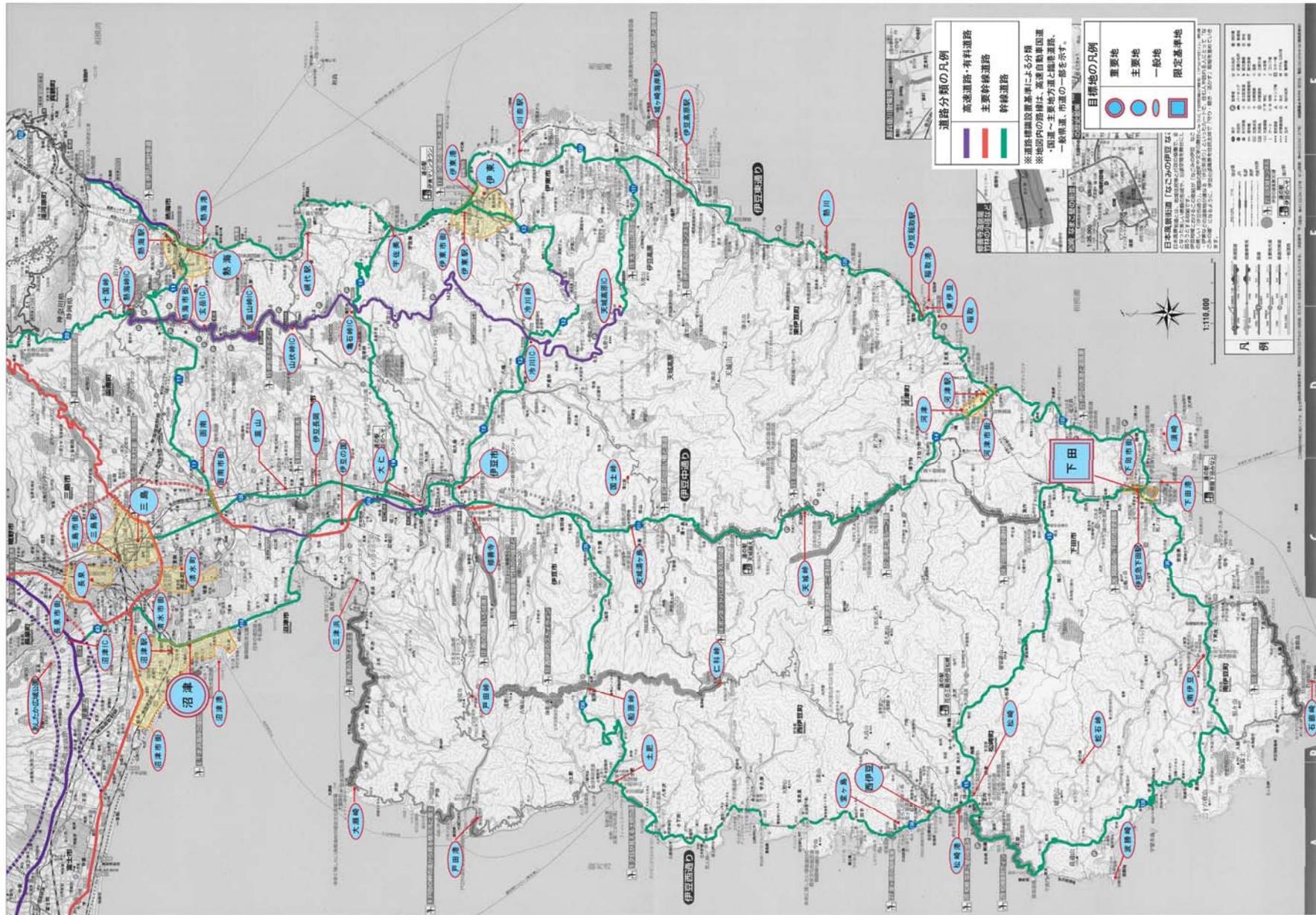


図 伊豆地域の道路分類と目標地

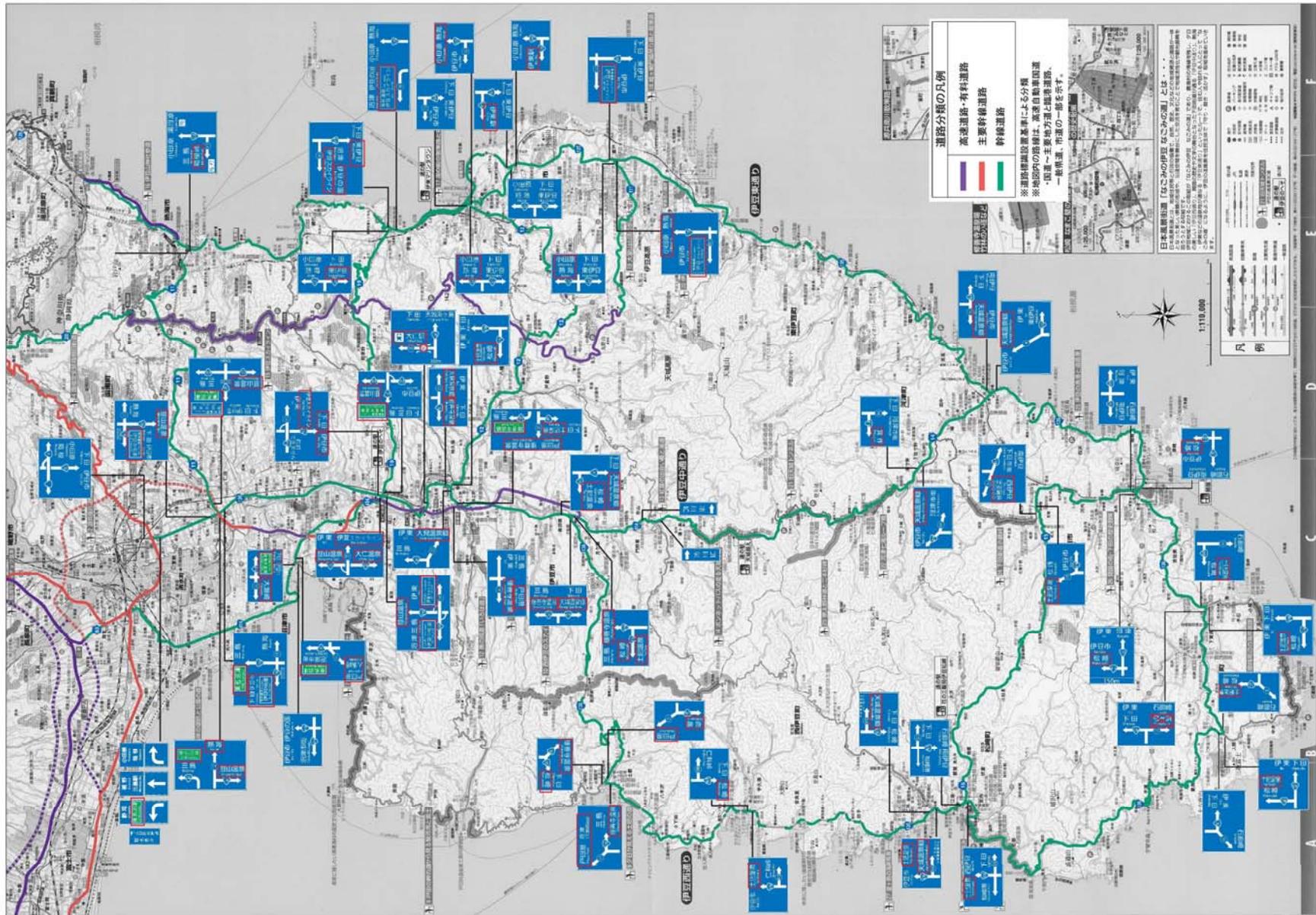


図 主要交差点箇所における道路案内標識（108系）の現況

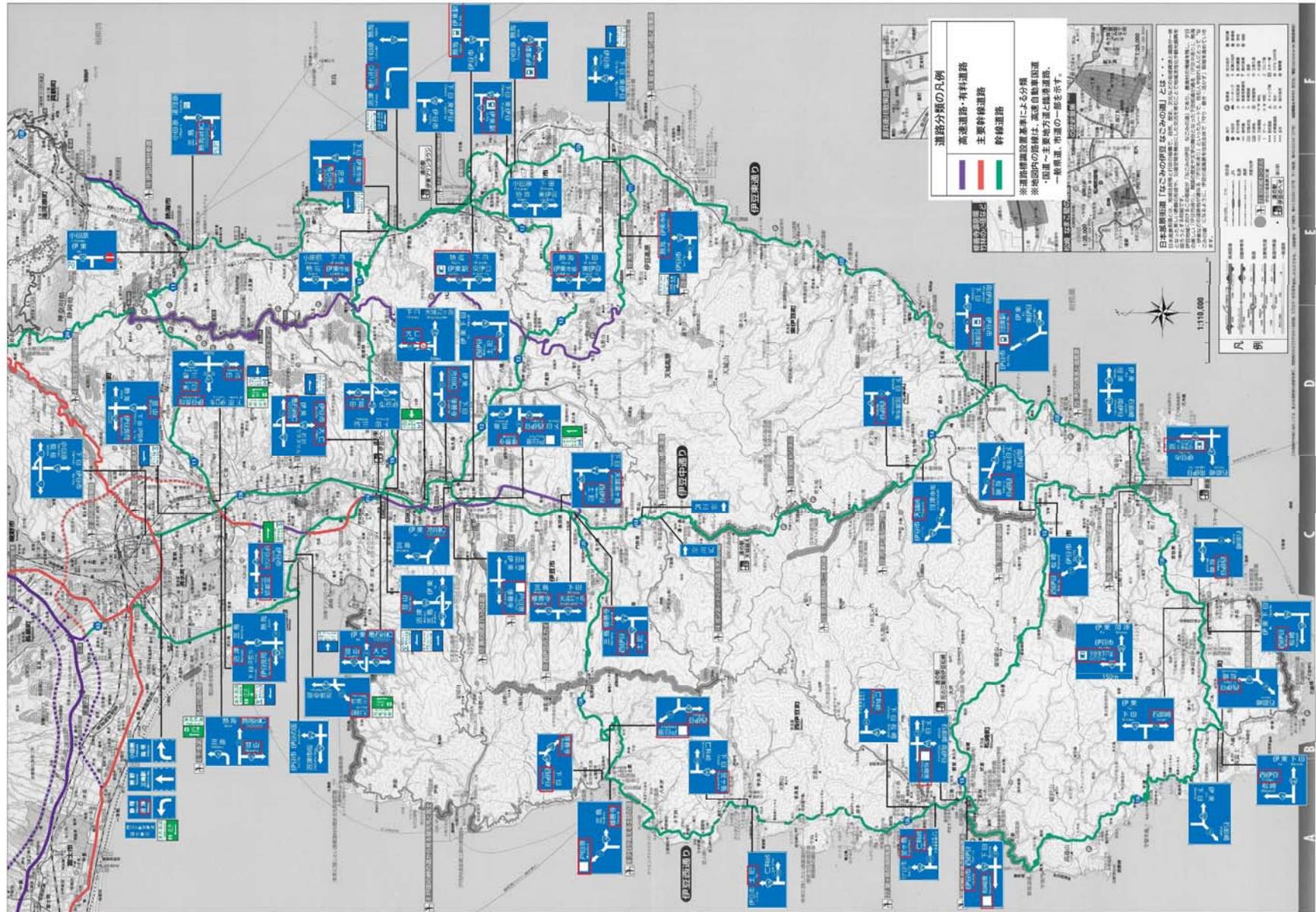


図 主要交差点箇所における道路案内標識（108系）の整備イメージ

(工) 著名地点案内

a 主要観光ルートと観光エリア

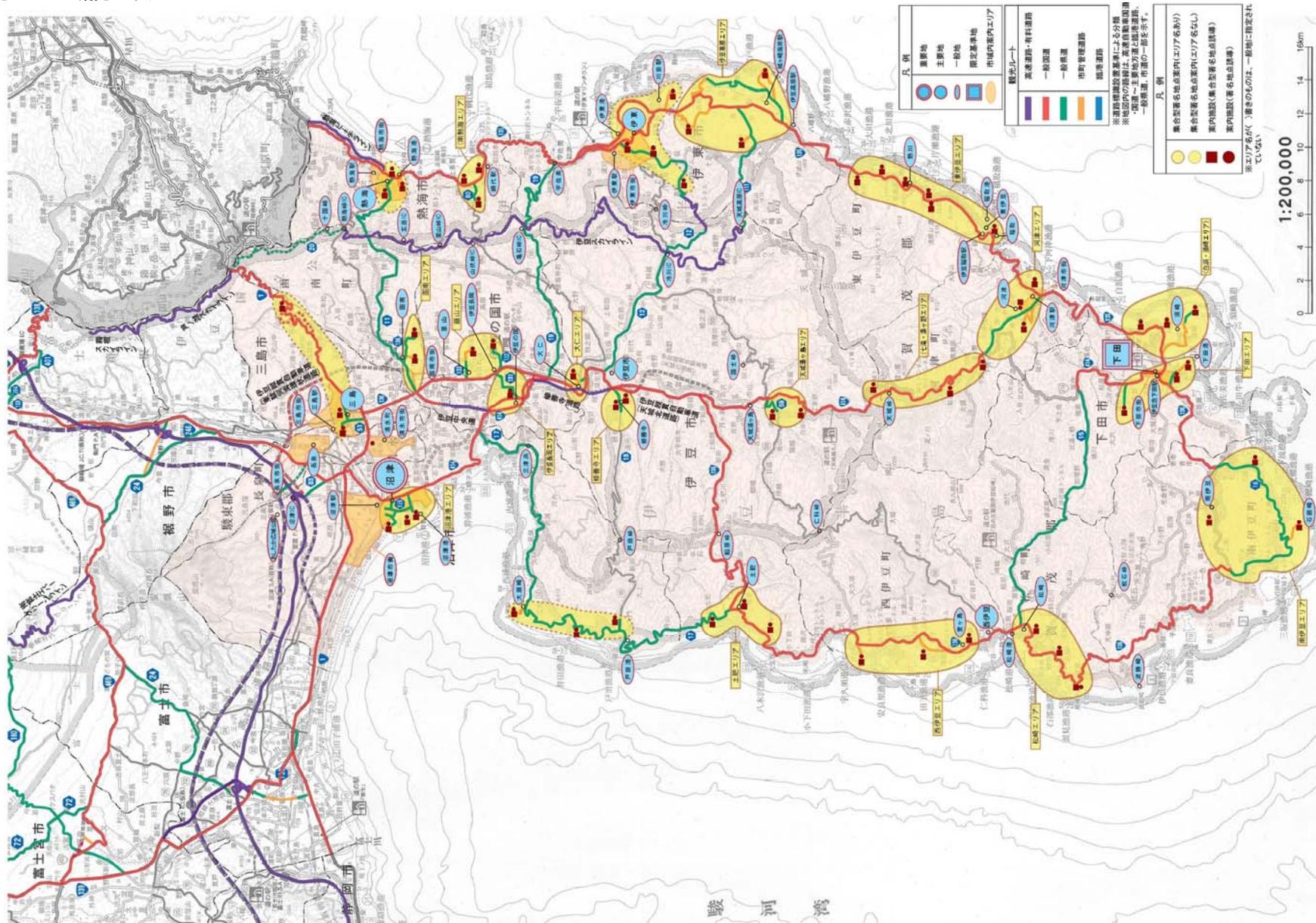


図 伊豆地域の主要観光ルートと観光エリア

b 著名地点の設定

著名地点の設定

1. 沼津市の著名な施設分類

著名な施設分類

	【AA】経路案内標識：101系	【A】著名地点案内標識：114系	【B】著名地点案内標識：114系	【C】集合型著名地点誘導	【D】著名地点誘導	その他
標識種別	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね当該市町内を案内対象とする施設等を案内 	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	施設の専用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点誘導で案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占用人	道路管理者または道路占用人	道路管理者または道路占用人	道路占用人
交通施設	沼津駅、沼津港	原駅、片浜駅、大岡駅				
文化施設	あしたか広域公園					沼津御用部記念公園、南山牧水記念館、本城山公園、明治資料館、芥沢文学館、三津シーパラダイス
名所・旧跡						妙楽寺、松陰寺、光長寺、富山寺、妙海寺、長谷寺、千本松原
観光地	芦田岬、芦田港、大瀬崎、三津浜			<沼津港エリア>（概） 沼津港、展望水門びゅうお、千本浜公園 <エリアるなし>（概） 大瀬崎、芦田温泉、燈きの庄	沼津港（概）、展望水門びゅうお（概）、千本浜公園（概）、大瀬崎（概）、芦田温泉（概）、燈きの庄（概）	中央緑地、少年自然の家、香貫山、沼津アルプス、牛乳海岸
公共（的）施設		静岡県東部総合庁舎	地方合同庁舎、沼津市役所、法務局、沼津市立病院、夜間救急医療センター、市民文化センター、後援青少年教育センター、清掃プラント、沼津市立病院、中央病院、原小、原東小、富中、沢田小、沼津東高、城北高、中央高、門池小、門池中、大岡小、大岡中、第五小、第五中、金岡小、金岡中、寺沢小、寺沢中、第三小、第三中、第四小、第四中、香貫小、静浦小、静浦西小、静浦中、静浦東小、沼津警察署、江浦湾			浮島出張所、金岡出張所、大岡出張所、静浦出張所、西港局、西島、沼津局、西島局、下常盤、光下屋、長尾所、輪船所、沼津船籍署、東部運転免許センター
体育施設			温水プール、あしたか球場			

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用として設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。
 ・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設



著名地点の設定

2. 長泉町の著名な施設分類

著名な施設分類

	【AA】経路案内標識：111系	【A】著名地点案内標識：114系	【B】著名地点案内標識：114系	【C】集合型著名地点誘導	【D】著名地点誘導	その他
標識種別	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね当該市町内を案内対象とする施設等を案内 	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	施設の専用駐車場の有無などの条件を満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占所有者	道路管理者または道路占所有者	道路管理者または道路占所有者	道路占所有者
交通施設		長泉なめり駅、下土狩駅				
文化施設			駿河平自然公園、ベルフォーレ			富士竹種植物公園、井上靖文学館、ベルナール・ドュボエ美術館、池の平児童公園、長泉町森林公園、水と緑の社公園、静岡サッカーミュージアム
名所・旧跡						愛鷹水神社
観光地						クレマテスの丘
公共（的）施設			長泉町役場、福祉会館、保健センター、長泉小、長泉中			県立静岡がんセンター、いずみの郷、緑沢少年自然の家、静岡県立長泉高等学校
体育施設			温水プール、町営中土狩グラウンド			富士エースゴルフ倶楽部、国際興業三島ゴルフ倶楽部、住民キャンプ場

著名地点誘導標識の対象施設なし

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を3箇所まで表示することができる。

※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。

※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。

・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設

・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

著名地点の設定

3. 清水町の著名な施設分類

著名な施設分類

標識種別	【AA】 経路案内標識：111系	【A】 著名地点案内標識：114系	【B】 著名地点案内標識：114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね当該市町内を案内対象とする施設等を案内 	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	施設の専用駐車場の有無などの条件を満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占用户	道路管理者または道路占用户	道路管理者または道路占用户	道路占用户
交通施設						
文化施設			清水町公民館、町立図書館			本城山公園
名所・旧跡						秋葉神社
観光地					榑田川公園（橋）	
公共（的）施設			西小、清水小、南小、清水中、南中、清水町立場、静岡区センター、国土交通省沼津河川国道事務所			
体育施設						

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
 ※上表において道路管理者が設置主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を設置することができる。
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路上に【D】著名地点誘導を設置することができる。
 ・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設



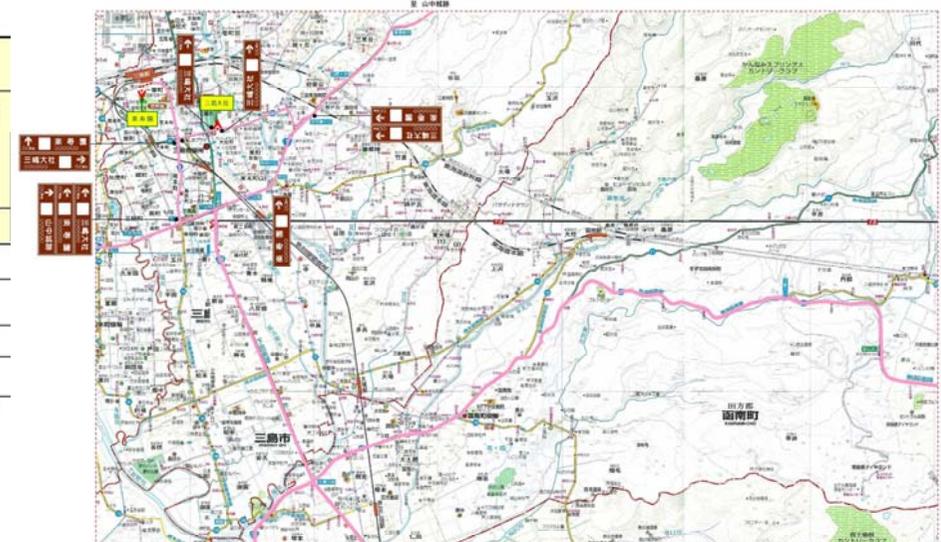
著名地点の設定

4. 三島市の著名な施設分類

著名な施設分類

標識種別	[AA] 経路案内標識：113系	[A] 著名地点案内標識：114系	[B] 著名地点案内標識：114系	[C] 集合型著名地点誘導	[D] 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね当該市町内を案内対象とする施設等を案内 	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	施設の専用駐車場の有無などの条件が満たされれば[D]著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設	三島駅	大場駅、三島広小駅、三島田町駅、三島二日町駅				美寿園駐車場
文化施設						佐野美術館、山中城跡公園
名所・旧跡				<エリア名なし> (黄) 三嶋大社、山中城跡	三嶋大社 (黄)、山中城跡 (黄)	玉澤妙法華寺、龍潭寺
観光地				<エリア名なし> (黄) 美寿園	美寿園 (黄)	みしま聖苑、竹倉温泉
公共(的)施設			清掃センター、老人福祉センター、生涯学習センター、三島社会保険事務所、三島市役所、三島東海病院、三島病院、三島消防署、東小、西小、南小、北小、錦田小、徳倉小、坂小、花野小、中郷小、沢池小、向山小、北上小、山田小、長伏小、錦田中、南中、北中、中郷中、北上中、中郷西中、山田中、三島署			静岡県総合健康センター、三島局、谷田局、国立遺伝学研究所
体育施設			三島市民体育館、温水プール、南二日町グラウンド			声ノ湖CC、三島CC、グランフィールズCC

※エリア名を表示しない[C]集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている[C]集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路に[C]集合型著名地点誘導を設置することができる。
 ※[D]著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用、設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路に[D]著名地点誘導を設置することができる。
 ・上表において[D]著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した[C]集合型著名地点誘導で案内している観光施設

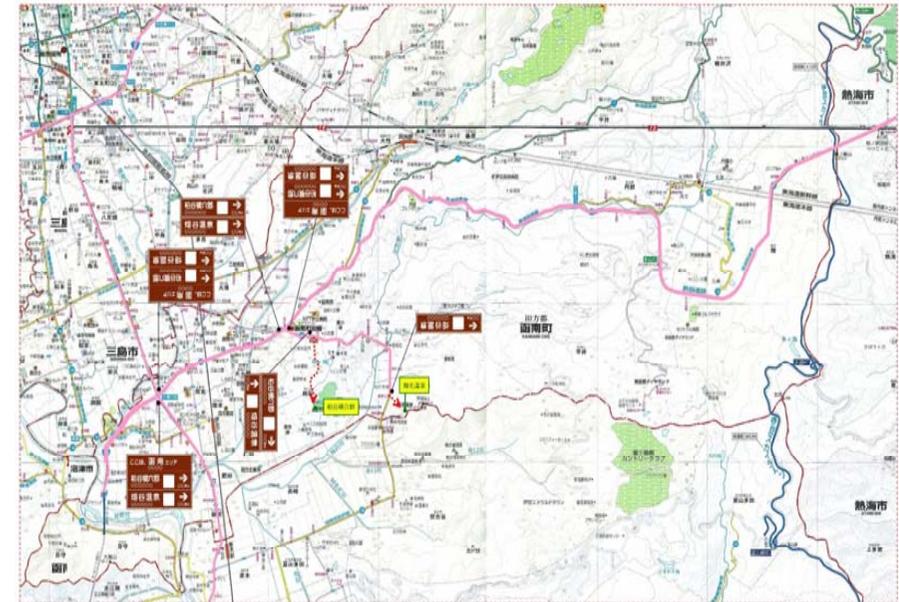


著名地点の設定

5. 田南町の著名な施設分類

著名な施設分類

標識種別	[AA] 経路案内標識：110系	[A] 著名地点案内標識：114系	[B] 著名地点案内標識：114系	[C] 集合型著名地点誘導	[D] 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一箇地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね当該市町内を案内対象とする施設等を案内 	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	施設の専用駐車場の有無などの条件を満たせば[D]著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占所有者	道路管理者または道路占所有者	道路管理者または道路占所有者	道路占所有者
交通施設	熱海IC	田南駅、伊豆仁田駅	田南町ふれあいセンター駐車場			大塚駅（伊豆箱根鉄道・駿豆線）
文化施設						日守山公園、粕谷公園、丹那騎農王国
名所・旧跡				<田南エリア>（集） 粕谷横穴群（集）	粕谷横穴群（集）	丹那断層
観光地	十国峠			<田南エリア>（集） 燗毛温泉	燗毛温泉（集9）	原生の森、田南原生林、月光天文台、富士箱根ランド、青箱根グライダーランド、騎農王国オラッチェ
公共（的）施設			田南町役場、田南中央公民館、田南中、田南小、東中、東小、西小、丹那小、桑村小、自由ヶ丘幼稚園、二葉幼稚園、みのり幼稚園、丹那幼稚園、東部保育園、西部保育園、老人いこいの家、保健福祉センター、田南町商工会、JA田南支店、田南町こみ境緑地リサイクルプラザ、西部コミュニティセンター、NTT東日本伊豆病院、セントラル病院			丹那騎農王国、選手トピアかんなみ、駅前局、田南局
体育施設			田南町体育館			田南GC、かんなみスプリングスCC



主要観光ルート

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を1箇所まで表示することができる。
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用として設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。
 ・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

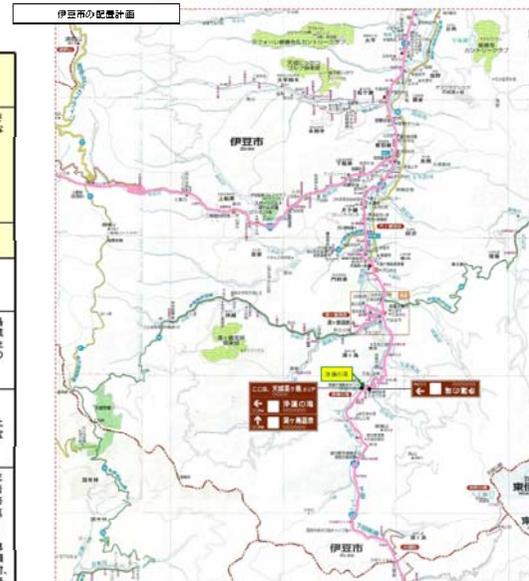
著名地点の設定

7. 伊豆市の著名な施設分類

著名な施設分類

施設種別	[AA] 幹路案内標識：101系	[A] 著名地点案内標識：114系	[B] 著名地点案内標識：114系	[C] 集合型著名地点誘導	[D] 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	概ね当該市町内を案内対象とする施設等を案内	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	主要な観光地を案内	
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設	天城高速IC、冷川IC	修善寺駅、道の駅天城越え、秋之郷駅	道の駅射撃場、水生地下駐車場、市営駐車場、カーフェリー乗場、フェリー・高速船乗場、運道山レストハウス			
文化施設			修善寺図書館、市営温泉湯の国会館、修善寺総合会館、土肥総合会館、土肥町観光案内所、伊豆市観光案内所、天城温泉会館			狩野川記念公園、丸山スポーツ公園、水忠鳥広場、修善寺自然公園、修善寺自然公園紅葉林、世界の産物計松公園、本型坊秀和生誕地、太平洋歴史館、象牙美術館支庫、昭和の森会館
名所・旧跡				<修善寺エリア> (県) 修善寺	修善寺 (県)	妙藏寺 (バゴダ聖堂)、泉源寺 (観音堂)、清盛寺 (富永水軍管理寺)、安楽寺 (法永)、皇山寺、奥の院、善福寺 (出土歴史資料館)、善名寺、明徳寺、弘道寺、宝蔵院
観光地	国士峠、船塚峠、仁科峠、冷川峠、天城峠、戸田峠			<修善寺エリア> (県) 修善寺温泉 (県) 土肥エリア (県) 八木沢温泉 (県) 土肥温泉、小土肥温泉、八木沢温泉 <天城道ヶ島エリア> (県) 湯ヶ島温泉、浄蓮の滝	修善寺紅の湯、風早峠、土肥峠、旅人峠、志人峠、百寿温泉 (子宝の湯)、雄馬池、白鶴の湯、ふれあいプザ、生きいきプザ、修善寺梅林、出合い橋、湯道、わさびの郷、萬城の湯、六仙の里、天城ドームBig Sen、狩野ドーム、スゴウパルド道100天城、天正寺社、土肥金山、大東温泉、伊豆史の館「季多美」、とっこの湯温泉、地湯、月ヶ瀬温泉、湯城沢温泉、月ヶ瀬梅林、いのしし村、天城グリーンガーデンツツナガ、昭和の森、天城峠、船塚温泉、日活温泉、旧天城街道	
公共 (的) 施設		沼津土木事務所修善寺支所	伊豆市役所、伊豆市観光協会、伊豆市商工会、修善寺南小、修善寺中、東小、土肥小、土肥高、土肥中、土肥南小、天城中、湯ヶ島小、月ヶ瀬小、天城病院、赤十字病院			土肥出張所、天城湯ヶ島出張所、土肥郵便局、八木沢郵便局
体育施設			温水プール、サイクルスポーツセンター			小土肥海水浴場、土肥海水浴場、フィッシングパーク土肥、運道山キャンプ場、キャンプ場、昭和の森川崎キャンプ場、ラフォーレ修善寺ららぽー、天城につかG、修善寺CC、伊豆湯ヶ島C

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができます。
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができます。
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができます。
 ・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設



著名地点の設定

8. 熱海市の著名な施設の分類

著名な施設分類

標識種別	【AA】経路案内標識：101系	【A】著名地点案内標識：114系	【B】著名地点案内標識：114系	【C】集合型著名地点誘導	【D】著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね市街地内を案内対象とする施設等を案内 	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	施設の使用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路占用者
交通施設	熱海駅、網代駅、熱海港、玄倉IC、熱海峠IC、山伏峠IC	末宮駅、伊豆多賀駅、網代漁港				
文化施設				<南熱海エリア> (県) 池田高寿夫記念館	池田高寿夫記念館 (県)	ムーネテラス・船の沢公園、MOA美術館、澤田政廣記念館、中山善平記念館
名所・旧跡						熱海城、長谷寺、末宮神社、伊豆山神社
観光地	十国峠			<エリア名なし> (県) 梅園、起雲閣、滝継水公園 <南熱海エリア> (県) 小山臨海公園、長浜親水公園	梅園 (県)、起雲閣 (県)、滝継水公園 (県)、小山臨海公園 (県)、長浜親水公園 (県)	熱海温泉、玄倉、マリンスパ熱海、伊豆山、伊豆山、伊豆山温泉、網代温泉、緑園式庭園、オーシャンスパおきじま、あたまロープウェイ
公共(的)施設		県熱海総合庁舎	熱海市役所、伊豆山小、小浜中、熱海中、横山小、第一小、第二小、熱海高、多賀小、多賀中、網代小、網代中、国際長寿福祉大病院、熱海児童総合病院、南記念病院、熱海署			伊豆山支所、青熱海支所、熱海局、青熱海局、上多賀局、網代局、検察庁、裁判所、法務局、第二庁舎、税務署
体育施設						西熱海CL熱海GC

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用として設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。
 ・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設



主要観光ルート

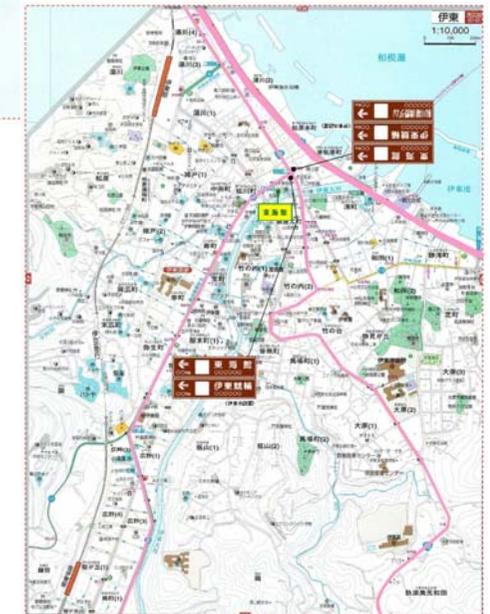
著名地点の設定

9. 伊東市の著名な施設案内

著名な施設分類

種別	【AA】 経路案内標識：113系	【A】 著名地点案内標識：114系	【B】 著名地点案内標識：114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
種別	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	概ね当該市町内を案内対象とする施設等を案内	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	主要な観光地を案内	施設の利用者の利便性などの条件を満たせば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路占用者
交通施設	伊東駅、伊豆高原駅、城ヶ崎海岸駅、川島駅、伊東港、亀石峠IC	宇佐美駅、南伊東駅、富戸駅、道の駅伊東マリンタウン				
文化施設						喜太郎記念館、池田川歴史民俗館、伊豆シャボテン公園、伊豆くらぶる公園、城ヶ崎おもしろ博物館、伊豆海洋公園
名所・旧跡						松月院、観光寺、葛見神社、東林寺、仏現寺、八幡宮、美奈宮神社
観光地	冷川峠			<エリア名なし> (県) 東海館 (県)、小室山 (県) <伊豆高原エリア> (県) 城ヶ崎海岸、一碧湖、大室山	東海館 (県)、小室山 (県) 城ヶ崎海岸 (県)、一碧湖 (県)、大室山 (県)、 松川湖 (長野ダム) (県)	宇佐美温泉、伊東マリンタウン、伊東温泉、川島崎、さくらの里、赤沢温泉、門崎崎、日蓮崎
公共 (約) 施設		静岡県熱土土木事務所伊東支所	伊東市役所、宇佐美小、宇佐美中、北中、西小、東小、池小、伊東高、新小、川島小、伊東南高、富戸小、伊東高専、対馬中、八幡野小、救急医療センター、伊東警察署	<エリア名なし> (県) 伊東競輪 (伊東市設置)	伊東競輪 (伊東市設置)	宇佐美出張所、富戸出張所、対馬出張所、川島出張所、伊東郵便局、秋津郵便局、対馬郵便局、宇佐美郵便局、松原郵便局、伊東消防署
体育施設						宇佐美海水浴場、伊東オレンジビーチ、川名村字ぶらぶら、伊東JOC、サザンクロスO2、伊東パーク6

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用施設を設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。
 ・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設



主要観光ルート

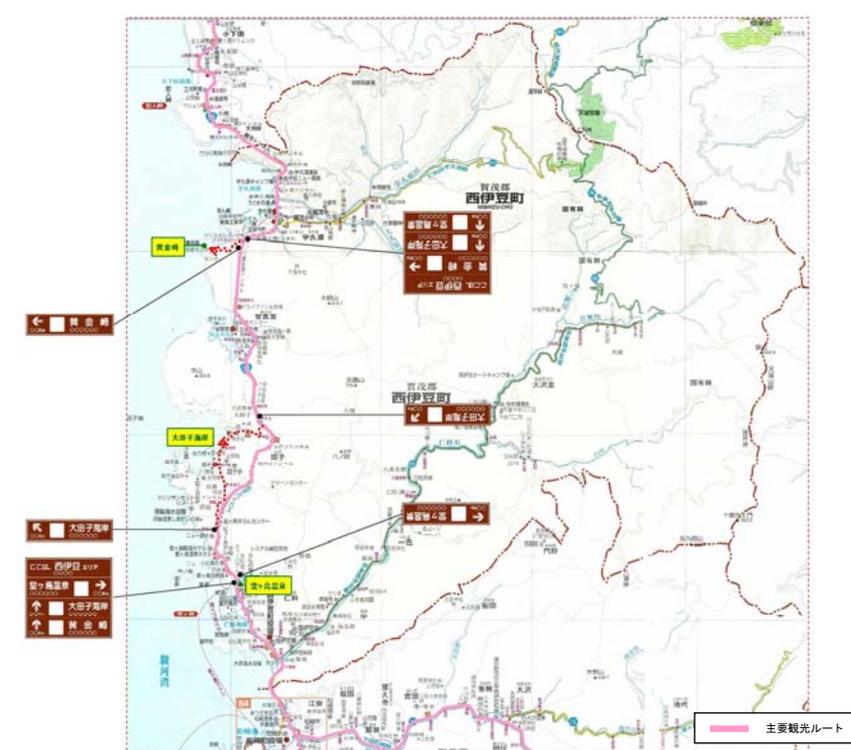
著名地点の設定

10. 西伊豆町の著名な施設分類

著名な施設分類

施設種別	【AA】 経路案内標識：111系	【A】 著名地点案内標識：114系	【B】 著名地点案内標識：114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね当該市町内を案内対象とする施設等を案内 	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設		安良里港、田子漁港				
文化施設						堂ヶ島公園、黄金崎公園、安城町ふれあい公園、松野公園
名所・旧跡						東福寺
観光地	堂ヶ島、仁科峠			<西伊豆エリア>（集） 堂ヶ島温泉、黄金崎、大田子海岸	堂ヶ島温泉（集）、黄金崎（集）、大田子海岸（集）	仁科灯台、宇久須温泉、堂ヶ島遊歩道、燈明ヶ崎遊歩道、今山遊歩道、神洞滝、安良里不動滝、スーパーデッキ湖縁のぼくすの湯、黄金崎クリスタルパーク、浮島温泉、堂ヶ島天宮洞、らんの里堂ヶ島、加山緑三ミュージアム
公共（的）施設			西伊豆町役場、宇久須支所、安良里出張所、田子出張所、クリーンセンター、やまびこ荘、黄金崎研修センター、黄金小、真珠中、田子小、西伊豆中、仁科小、西伊豆病院			宗田公園露天風呂、町営しおさいの湯、町営なぎさの湯、町営せせらぎの湯、宇久須郵便局、安良里郵便局、仁科郵便局、田子郵便局、西伊豆消防署
体育施設			町営テニスコート			瀬浜海岸、浮島海岸、田子瀬浜海岸、宇久須キャンプ場

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。
 ・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設



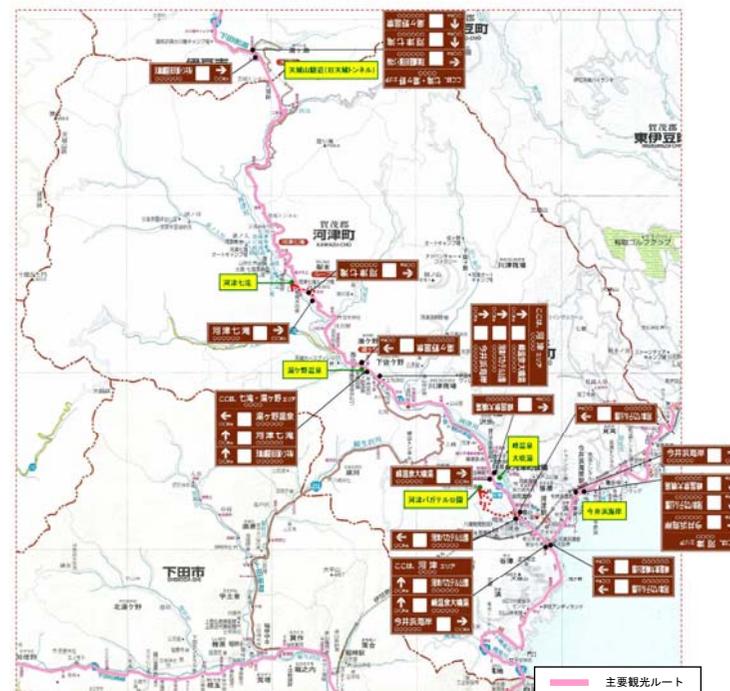
著名地点の設定

11. 河津町の著名な施設分類

著名な施設分類

標識種別	【AA】経路案内標識：113系	【A】著名地点案内標識：114系	【B】著名地点案内標識：114系	【C】集合型著名地点誘導	【D】著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等七案内	概ね当該市町内を案内対象とする施設等七案内	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	主要な観光地を案内	施設の使用料等無償などの条件を満たさなければ【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占所有者	道路管理者または道路占所有者	道路管理者または道路占所有者	道路占所有者
交通施設	河津駅	今井浜海岸駅	河津七滝駐車場、湯ヶ野町営駐車場、旗の駅オレンヂセンター、黒土の森			
文化施設			語り子温泉会館			噴山公園
名所・旧跡				<七滝・湯ヶ野エリア> (集) 天城山隧道 (旧天城トンネル)	天城山隧道 (旧天城トンネル) (集)	小嶽神社、ねはん堂、河津八幡神社、段間遺跡、三嶋神社、南禅寺
観光地	天城峠			<河津エリア> (集) 河津バガテル公園、緑温泉大噴湯、今井浜海岸 <七滝・湯ヶ野エリア> (集) 河津七滝、湯ヶ野温泉	河津バガテル公園 (集)、緑温泉大噴湯 (集)、今井浜海岸 (集)、河津七滝 (集)、湯ヶ野温泉 (集)	神の湯 大荘、そば処 一休茶屋、お食事・お土産 七滝茶屋、出会湯、観音山石仏群、オートキャンプ村山女宿、天城荘、福印屋、谷津立寄り湯、新谷旅館、河津温泉郷 佳遊亭、宮丸、富澤荘、二滝湯、江戸や、語り子文字湯、温泉園地、お食事とおみやげ (七滝駐車場入口) 雄取の湯、伊豆先づわくわくの森、鉢の山、サンシツ今井浜大滝、七滝温泉、今井浜温泉、湯ヶ野温泉、谷津温泉、今井浜温泉、河津温泉、温泉会館、伊豆アンディランド
公共(的)施設			河津町役場、町立南小学校、町立東小学校、河津病院、西小、河津中			下佐賀野駐在所、上河津郵便局、河津郵便局
体育施設						河津オートキャンプ場、アドベンチャーファームリー、B&G体育館、今井浜海水浴場、黒塚海岸、黒土の森、ペロバ海岸、ハジツ山テニスコート

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路等に設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。
 ・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設



著名地点の設定

12. 東伊豆町の著名な施設分類

著名な施設分類

標識種別	【AA】経路案内標識：113系	【A】著名地点案内標識：114系	【B】著名地点案内標識：114系	【C】集合型著名地点誘導	【D】著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	概ね当該市内を案内対象とする施設等を案内	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	主要な観光地を案内	施設の使用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設	伊豆箱根駅、箱根港	伊豆大川駅、片瀬白田駅、伊豆北川駅、伊豆熱川駅				穴切湾
文化施設						
名所・旧跡						
観光地	熱川、箱根			<東伊豆エリア>（概） 大川温泉、北川温泉、熱川温泉、片瀬温泉、白田温泉、箱根温泉	大川温泉（概）、北川温泉（概）、熱川温泉（概）、片瀬温泉（概）、白田温泉（概）、箱根温泉（概）	うたのゆの宿伊豆熱川ホテル、高橋の湯、みかんワイン通りむり紀行、箱根伊東園ホテル、『奥志摩』牧場、熱川バナナ・タワー、伊豆バイオパーク、箱根岬、鶴の館
公共（的）施設						箱根郵便局、熱川郵便局、東伊豆消防署、静岡県農林技術研究所伊豆農業研究センター、東伊豆駅設備、大川小、熱川中、熱川小、箱根高、箱根中、箱根小、伊豆東部総合病院、静和病院、熱川温泉病院、伊豆大川簡易郵便局、熱川出張所
体育施設						鶴海プール、シーサイドプール、海浜プール、穴切海岸



※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用施設設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者が、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。
 ・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

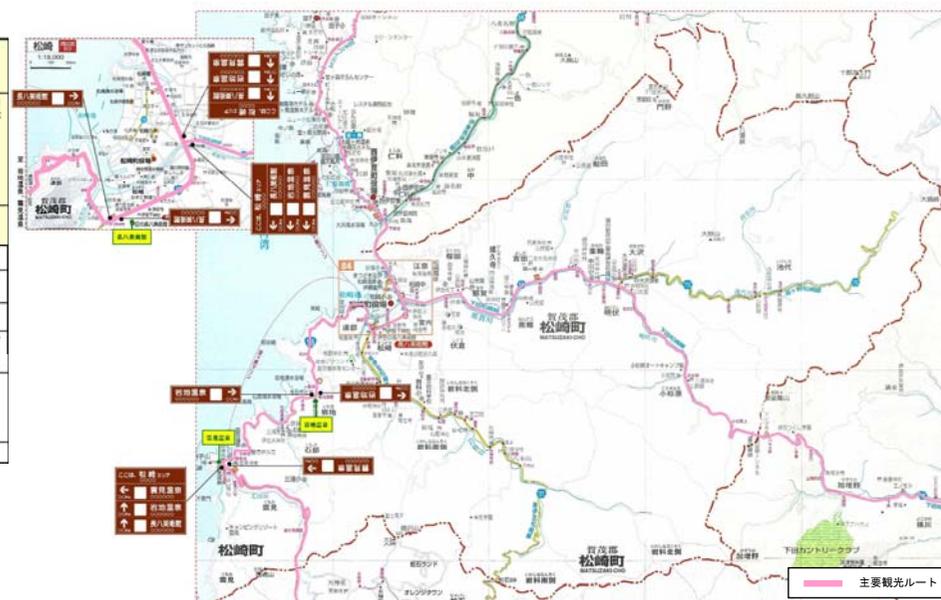
著名地点の設定

13. 松崎町の著名な施設分類

著名な施設分類

標識種別	【AA】経路案内標識：100系	【A】著名地点案内標識：114系	【B】著名地点案内標識：114系	【C】集合型著名地点誘導	【D】著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね当該市内を案内対象とする施設等を案内 	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	施設の専用駐車場の有無などの条件を満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設	松崎港	道の駅花の三聖苑				
文化施設				<松崎エリア>（集） 長八美術館	長八美術館（集）	明治商家中瀬邸
名所・旧跡						伊那上神社、円通寺、浄泉寺、禪一寺
観光地	蛇石岬		重要文化財岩科学校	<松崎エリア>（集） 岩地温泉、常見温泉	岩地温泉（集）、常見温泉（集）	富貴野山11世紀の森、大沢温泉、伊豆まつぎ荘、生原山町史の森、室籠沢、松崎温泉、石部温泉、萩谷崎、千貫門
公共（的）施設		土木事務所	松崎町役場、松崎小、松崎中、三浦小、松崎警察署			松崎郵便局、三浦郵便局、森林事務所
体育施設						岩地海水浴場

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を設置することができる。
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を設置することができる。
 ・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設



著名地点の設定

14. 下田市の著名な施設分類

著名な施設分類

標識種別	【AA】 経路案内標識：113系	【A】 著名地点案内標識：114系	【B】 著名地点案内標識：114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	概ね当該市町村内を案内対象とする施設等を案内	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	主要な観光地を案内	施設の専用駐車場の有無などの条件が高たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占所有者	道路管理者または道路占所有者	道路管理者または道路占所有者	道路占所有者
交通施設	伊豆急下田駅、下田港	蓮台寺駅、稲神駅、道の駅関国下田みなと				
文化施設		見晴広場、まどか海浜遊園				
名所・旧跡						富士箱根伊豆国立公園、上原近代美術館、上原弘毅美術館、下田海中水族館
観光地	浜崎	遊覧船のりば、フェリーのりば		<下田エリア> (黄) 下田公園、ペリーロード、蓮台寺温泉 <白浜・浜崎エリア> (黄) 爪木崎、白浜海岸、外浦海岸	下田公園(黄)、ペリーロード(黄)、蓮台寺温泉(黄)、爪木崎(黄)、白浜海岸(黄)、外浦海岸(黄)	多々戸海岸、下田歴史の散歩道、下田セントラルホテル、ホテル緑の温泉、下田温泉大師、遊歩道、大平山遊歩道、浜崎遊歩道、恵比寿島、ハリスの小径 あずさ山の宮、横川温泉、河内温泉、下田温泉、木根碑、ベイ・ステージ下田、下田白浜温泉
公共(約)施設		静岡県下田総合庁舎	下田市役所、労働基準監督署、清水税関監視署、自然保護官事務所、稲神小、稲神中、稲生沢小、下田北高、下田小、下田南高、朝日小、下田東中、白浜小、下田温泉病院、伊豆下田病院、県立病院、下田警察署			某庁郵便局、下田蓮台寺郵便局、下田朝日郵便局、下田郵便局、下田総合庁舎行政センター土木事務所保健所、裁判所、検察庁、下田合同庁舎支店、下田消防署、下田救急署、ふれあい上野山クリニック
体育施設						白浜中央海水浴場、下田CC、吉佐美大浜海水浴場、サントスキー場、田中海水浴場、多々戸海水浴場、入田海水浴場、白浜大浜海水浴場



※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を1箇所まで表示することができる。
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。
 ・上記において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

著名地点の設定

15. 南伊豆町の著名な施設案内

著名な施設分類

標識種別	【AA】 経路案内標識：113系	【A】 著名地点案内標識：114系	【B】 著名地点案内標識：114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内 	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 	概ね自治市内を案内対象とする施設等を案内 	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内 	主要な観光地を案内 	施設の専用駐車場の有無などの条件を満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者 要員派遣	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設						
文化施設						ユウスゲ公園、東大樹茶研究所、餅の湯会館、下賀茂熱帯植物園
名所・旧跡						普賢寺、石室神社
観光地	石廊崎、波勝崎、蛇石崎			<南伊豆地区>（南） マッ浜温泉、下賀茂温泉、石廊崎	マッ浜温泉（南）、下賀茂温泉（南）、石廊崎（南）	みなみの桜並木、黒石郷、裏掛岩、みなと湯温泉、日野の菜の花畑
公共（的）施設			南伊豆町役場、三浜小、南崎小、竹藪小、南伊豆中、下田南高南伊豆分校、南伊豆中、南中、南伊豆病院			子浦郵便局、竹麻郵便局、下賀茂郵便局
体育施設						伊豆下田CC、マッ浜海水浴場

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を「箇所」まで表示することができます。
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができます。
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができます。
 ・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

